

# カラフル訪問看護ステーション重要事項説明書(介護予防を含む)

## 1.事業者概要

事業者名称	社会福祉法人豊心会
所在地	島根県松江市西浜佐陀町 1399-34
代表者名	理事長 武部 幸一郎
電話番号	0852-36-3010
FAX	0852-36-3011

## 2.事業所概要

事業所名称	カラフル訪問看護ステーション
指定番号	島根県指定 第 3260190354
所在地	島根県松江市大輪町 420 番地 40
所長	中谷 和美
電話番号	0852-67-1008
携帯	070-2363-3010
FAX	0852-67-3008

## 3.事業の目的と訪問看護サービスの基本方針

### 事業の目的

利用者の意思、人格を尊重し、利用者の心身の機能の回復を図り可能な限り自宅で療養できるように適切な指定訪問看護の提供を行うことを目的とする。

### 訪問看護サービスの基本方針

- (1) カラフル訪問看護ステーション（以下本事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者が住み慣れた地域で自分らしく「生きる」ことを支えるサービスの提供を行う
- (2) 利用者とその家族に安心して笑顔で利用していただけるよう、知識・技術の向上に励み信頼される看護の実践に努める
- (3) 本事業所は行政、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健医療サービス、福祉サービスなどをつなぐコーディネーターとなり、いずれの立場にいても負担のないサービスを目指す。

## 4.訪問看護サービスの内容等

- (1) サービス内容については以下のとおりです。

健康チェック、日常生活のアドバイス、薬の管理、身体の清潔援助、カテーテル・医療機器の管理、リハビリテーション、認知症のケア、ターミナルケア、床ずれの処置、主治医との連絡・調整など。

- (2) サービス提供にあたっては、訪問看護サービス計画に沿って計画的に提供します。
- (3) サービス提供の詳細については訪問看護サービス計画書により利用者の希望を確認したうえで実施します。
- (4) 利用者の家族に対するサービスを提供する場合は、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

#### 5.訪問看護サービス計画の作成・変更

- (1) 利用者の日常生活全般の状況を踏まえて訪問看護計画を作成します。
- (2) 居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容に沿って作成し、訪問看護サービスの目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- (3) 訪問看護計画作成後も、実施状況を把握し必要に応じて当該訪問看護計画の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更に伴い訪問看護計画の変更も必要な場合は、当該訪問看護計画を変更します。

#### 6.利用する訪問看護計画を変更したいとき

- (1) 利用者は、訪問看護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。
- (2) 訪問看護サービスの内容を変更したい場合、変更後に利用する訪問看護サービスの内容・利用回数・介護保険の適用の有無等について記載したサービス利用票により合意を交わします。

#### 7.サービス提供の記録等

利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を整理し、契約完了後2年間保存します。利用者の求めにより閲覧に応じ、または実費負担によりその写しを交付します。

#### 8.職員の体制

重要事項説明書別表に記載。

#### 9.営業日 月曜日～土曜日（12月29日～1月3日を除く）

営業時間 8：30～17：30（ただし通常の訪問看護を行う時間は9時～17時30分）

#### 10.営業地域-

松江市全域(その他の地域については要相談)

#### 11.利用料

○利用者は別紙料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

#### ○利用料金の支払い方法

毎月、13日前後に前月分の請求書を郵送いたします。

1) 利用者の指定の口座から自動振替または、振り込みが可能です。

（島根銀行、山陰合同銀行、ゆうちょ銀行）

2) 現金払いも可能です。

訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

#### ※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ予定されたサービスを変更または中止することができます。

連絡いただいた場合はキャンセル料は不要です。訪問まで連絡がない場合は 1000 円を請求いたします。

ただし、急な入院等の場合はキャンセル料は請求いたしません。

#### 12.緊急時の対応

訪問看護のサービス提供中に利用者の事故、体調変化が生じた場合は、必要に応じて利用者の家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

#### 13.秘密の保持

当事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

#### 14 苦情処理の窓口について

サービスについてのご相談やご不満がある場合には、どんなことでもご連絡ください。

苦情受付窓口・苦情解決責任者 中谷 和美

電話番号 : 0852-67-1008

携帯番号 : 070-2363-3010

#### 15.第三者評価について

実施していません。

#### 16.その他

サービス提供の際のトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

(1) 看護師等は、年金・通帳等の金銭の取り扱いはできません。

(2) 看護師等は、保険制度上の業務以外の業務（食事作り、掃除等）をすることはできませんのでご了承ください。

#### 17.業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための計画を策定しています。

#### 18.虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護及び虐待の防止のための措置を講じる。

#### 19.身体拘束について

利用者に身体的拘束等を行う場合にはその理由を記録することを義務付ける。

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

松江市大輪町 420 番地 40  
カラフル訪問看護ステーション

説明者 氏名：

私は本書面により、本事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 住所：

氏名：

家族（代理人）住所：

氏名

## 「指定訪問看護」重要事項別表

死亡時の対応と処置料について  
(自宅で死亡された後の対応と処置を希望される場合)

利用者様がお亡くなりになった際、下記の処置をさせていただきます。

- (1) 医師への連絡、医師の死亡確認に対する対応
- (2) 死後の処置
  - ① ご遺体の清拭、ご希望があれば洗髪やシャワー浴
  - ② 体液の漏れを防止する処理
  - ③ 整容
  - ④ 創があれば処置
  - ⑤ ご家族が用意される衣類への着替えの介助
  - ⑥ ご遺体を安置する場所を整え、移動が必要ならご家族の希望に応じた移動介助

処置料について

一連の処置について、処置料として 10000 円を申し受けます。